

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、3ヶ月間「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給し、就労による自立を図ること、または、それが困難な場合には、生活保護の受給へ円滑につなげることを目的とした事業です。申請期間が令和4年6月30日まで延長されました。

○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要件

申請要件概要(次の1~6の事項をすべて満たす必要があります。)

1. 次のいずれかの該当する世帯であること

①特例貸付を利用できない世帯

- 1) 再貸付まで借り終わった世帯（最終振込がされた世帯）
- 2) 再貸付について不決定となった世帯
- 3) 自立相談支援期間等への相談を行ったものの再貸付の申請が出来なかった世帯

②特例貸付の初回貸付を利用した世帯

- 1) 緊急小口資金、総合支援資金いずれも借り終わった世帯（緊急小口資金は借入をした世帯）

③自立支援金の支給を受けた世帯

- 1) 自立支援金の支給決定を受け、最終振込分まで受給した世帯（中止した人でも再度の申請を行える場合があります。）

2. 収入要件 申請日の属する月の世帯の収入が下記の額以下であること

1人世帯	110,000円	4人世帯	216,000円
2人世帯	153,000円	5人世帯	250,000円
3人世帯	181,000円	6人世帯	287,000円

3. 資産要件 申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が下記の額以下であること

1人世帯	468,000円	4人世帯	1,000,000円
2人世帯	690,000円	5人世帯	1,000,000円
3人世帯	840,000円	6人世帯	1,000,000円

4. 求職活動等 次のいずれかに該当する者であること

- ①公共職業安定所に求職の申込みをし、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6ヶ月以上の労働契約による就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行うこと。

- a) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
- b) 月2回以上、公共職業安定所で又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口での職業相談等を受ける。
- c) 原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける。

(常用就職活動状況報告書により、求職活動内容の報告を行う必要があります。)

- ②生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること。

5. 生活保護を受けていないこと

6. 申請者を含め、世帯員が職業訓練受講給付金を受けていないこと

○支給対象者について

◎申請者は、「申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること」となっています。再貸付の借受人と新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請者が異なる場合があります。

○支給額及び支給期間

○支給額 1ヶ月ごとに、以下の額を支給

単身世帯： 6万円

2人世帯： 8万円

3人以上世帯： 10万円

(支給期間中に世帯員に変更があった場合でも、決定時の支給額となります。)

○支給期間 3ヶ月間

○支給額の支給方法

○申請者名義の預貯金口座へ直接振込みます。

※支援金の受給後に、虚偽の申請等不適切受給に該当することが判明した場合は、支給した額を返還して頂きます。

○支援金支給期間中の就職活動

○支給対象者は、支給期間中に常用就職に向けた就職活動(次の1～3)を行って頂きます。

1. 每月1回以上、名護市福祉事務所まで来所し常用就職に向けた活動の報告及び就労支援員の面接等の支援をうけること。
⇒求職活動等状況報告書（様式第9号）にて報告すること。
2. 每月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けること。
⇒職業相談確認票（様式第8号）にて報告すること。
3. 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、または求人先の面接を受けること。
⇒常用就職活動報告書（様式第10号）にて報告すること。

～よくある質問～～～

Q：なぜ、特例貸付の利用が前提なのか。

A：自立支援金は、緊急小口資金等の特例貸付をこれまで利用された方であって、再貸付が既に終了している等の理由からこれ以上活用できないという方の生活再建に対する支援として支給するものです。

●緊急小口資金等の特例貸付については、令和4年3月末まで申請期限が延長されていることから、特例貸付をまだご活用いただいている方は、特例貸付をご活用ください。

●コロナ禍に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付を含む重層的なセーフティネットにより対処してきており、引き続きその体系を基本としつつ、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いており、生活再建が厳しい状況の方々がいることも踏まえ、新たな支援策の一つとして自立支援金を設けることにより、特例貸付がこれまで果たしてきた役割を補い、新たな就労や生活保護の受給といった次の段階に円滑に移行できるようにするものです。

Q：フリーランスや自営業の方、また、休業等により一時的に収入が減少している方についてまで、ハローワークでの求職活動等を求めるのは、自立につながらないのではないか。

A：新型コロナウイルス感染症の影響が1年以上継続しているところ、自立支援金は、緊急小口資金等の特例貸付をこれ以上活用できない方々の生活再建に対して支援を行うものであり、単に生活費を支援するものではなく、新たな就労や生活保護の受給に円滑に移行するための支援として行うもの。このため、ハローワークでの相談や応募・面接等の求職活動等要件も求めることとしている。副業等も考えられるため、求職活動要件を満たしていれば必ずしも転職まで求めるものではない。自立支援金の支給終了後に自立を図っていただくためには、受給期間中に一定の収入増を図っていただくことが必要である

○制度のお問い合わせ先

名護市役所 生活支援課 生活サポート係

電話：0980-53-1212（内線244・360・140）